

建設委員会記録

[第2日目]

1 日 時 令和7年3月17日（月曜日）

開 会	午前10時24分
休 憩	午前10時50分
再 開	午前11時38分
休 憩	午前11時51分
再 開	午後 1時52分
休 憩	午後 2時11分
再 開	午後 3時21分
閉 会	午後 3時33分

2 場 所 第 4 委 員 会 室

3 出席委員 9人

委 員 長	押 田 大 祐
副委員長	織 田 伸 一
委 員	大 島 満
//	谷 口 寿 一
//	成 田 光 雄
//	尾 上 一 彦
//	村 石 篤
//	金 厚 有 豊
//	柞 山 数 男

4 欠席委員 0人

5 説明のため出席した者

【消防局】

局長	河部 勝巳
局次長	石井 誠
参事（総務課長）	浦山 信之
参事（警防課長）	松井 孝博
予防課長	岸 隆志
通信指令課長	高稲 信治
総務課主幹（総務企画・調整担当）	草野 桂一
総務課主幹（人事担当）	柞野 英彦
予防課主幹（予防企画・違反処理・技術指導担当）	奥井 茂
警防課主幹（防災・技術指導担当）	杉野 伸次郎
警防課主幹（救急・技術指導担当）	周治 忠雄
通信指令課主幹（通信担当）	木村 貴洋

【上下水道局】

局長	酒井 正道
局次長	井村 孝志
局次長（技術担当）	山寄 明彦
参事（農林水産部次長）	五十嵐 健治
参事（建設部次長）	高尾 輝彦
参事（水道担当）	五十嵐 進
経営企画課長	岸 聡之
契約出納課長	谷島 洋
料金課長	山下 達也
給排水サービス課長	新原 寛之
水道課長	帳山 誠志
下水道課長	井山 哲男
上下水道施設管理センター所長	安部 正雄
東上下水道サービスセンター所長	村田 友康
西上下水道サービスセンター所長	工藤 正美
流杉浄水場長	大場 角栄
浜黒崎浄化センター場長	竹島 寛文
水橋浄化センター所長	神代 浩
下水道課主幹（農村整備課長）	金田 英靖
下水道課主幹（河川整備課長）	沖村 一
経営企画課主幹（調整担当）	加藤 暁美

【建設部】

部長	狩野 雅人
部次長（上下水道局参事）	沼崎 益大
部次長（技術担当・上下水道局参事）	高尾 輝彦
土木事務所長	牧 雅浩
参事（道路整備担当）	山崎 晃
参事（道路河川管理担当）	山崎 哲志
参事（土木事務所建設担当）	坂井 義隆
参事（建設政策課長）	野上 一成
道路整備課長	高木 勝人
道路河川管理課長	経澤 陽一
河川整備課長	沖村 一
道路構造保全対策課長	杉木 光晴
公園緑地課長	樫尾 正樹
市営住宅課長	金田 紀和
営繕課長	小林 江里子
土木事務所管理課長	水野 央
土木事務所建設課長	村井 博昭
建設政策課主幹（調整担当）	北口 諭

【活力都市創造部】

部長	深山 隆
部次長	村井 真哉
部次長（技術担当）	金山 英樹
参事（建築指導担当）	佐藤 英子
参事（再開発担当）	高森 隆
参事（空き家政策担当）	守山 裕一
参事（交通政策課長）	高田 興真
都市計画課長	佐野 正典
景観政策課長	山本 貴章
建築指導課長	井川 清
富山駅周辺地区整備課長	塚本 義明
まちづくり推進課長	野村 知範
居住政策課長	高畑 亘
都市計画課主幹（調整担当）	大門 高史

6 職務のために出席した者

【議会事務局】

議事調査課長代理

酒井 優

議事調査課主任

江部 なな恵

議事調査課会計年度任用職員

溝口 弘美

7 会議の概要

委員長 建設委員会を開きます。

〔傍聴の申込み（２名）を許可〕

委員長 これより、消防局所管分の議案の審査を行います。
議案第５３号 富山市職員定数条例の一部を改正する条例制定の件、
議案第５４号 富山市非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の一部を改正する条例制定の件、
議案第７８号 富山市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例制定の件、
以上３件を一括議題といたします。
これより、当局の説明を求めます。

総務課長 〔議案説明資料及び議案説明資料（追加提出分）により説明〕

委員長 これより、質疑に入ります。
質疑はございませんか。

村石委員 議案説明資料１３ページ、富山市職員定数条例の一部を改正する条例制定の件のうち（１）改正理由及び内容について質問をいたします。
消防局の職員定数を１２人増員し、富山消防署の各救急隊にも配置するとお聞きしましたがけれども、富山消防署には幾つかの救急隊があります。具体的にどのような配置を考えているのかお聞かせください。

総務課長 富山消防署には隔日勤務をしている救急隊が本署、中分署、東部出張所、南部出張所、北部出張所の５隊ございます。それぞれ第１係と第２係の２班体制で勤務しているものですから、現段階では、各班に１人ずつ、２班掛ける５人で計１０人を配置し、残りの２人は通信指令課に配置したいと考えております。

村石委員 それぞれの救急隊に各班 1 名ずつ配置するという
ことですが、ある救急隊では出動が年間 3, 0
0 0 件を超えているところがあって、割り算すると
1 日 8 回出動しているのです。
救急隊の方たちの勤務条件を改善するために各班に
1 人ずつ増員するわけですが、具体的にどの
ような勤務体系になって、負担軽減が図られると考
えればよろしいのでしょうか。

総務課長 来年度に採用試験を実施して勤務は令和 8 年度から
となるものですから、当然それまでにはしっかりと
検討しなければならないのですけれども、現段階で
考えていることとして、現在、救急車には隊員が 3
人搭乗しているのですが、1 人増員となることで、
例えば出動ごとに搭乗する隊員を入れ替えることも
できるのではないかと考えております。

村石委員 分かりました。
間違ったことをしてはいけない、早く病院に運ばな
ければいけないという相当な緊張感があると思うの
で、ぜひ隊員の負担を軽減していただきたいと思い
ます。
次に、通信指令課にも 2 人増員するということで
すけれども、指令管制業務の具体的な現状と、増員
する職員をどのように配置するのかについてお聞かせ
ください。

総務課長 議案説明資料にも 1 1 9 番通報（災害通報）件数を
掲載させていただいておりますけれども、当然、1
1 9 番通報を受けて救急出動しますから、救急出動
件数と同様、1 1 9 番通報も年々増加している状況
でございます。
令和 6 年は災害通報が約 2 万 4, 0 0 0 件あったの
ですけれども、実はこれ以外に 1 1 9 番にかかって
くる問合せやいたずらの電話などにも対応しており
まして、それらを含めると、年間 3 万件ほどの 1
1 9 番通報がございます。
今回の条例改正に当たり調べてみたところ、1 0 年

前と比較すると通報件数は8,000件ほど増えているのですが、これに対して通信指令課員は10年前と変わらない6名ないしは7名体制で対応しています。当然、救急出動中はずっと無線交信が必要ですから通信指令課員は拘束されるのですけれども、最近は1つの事案を複数人で対応しなければならないケースや、火災のように対応が長時間にわたる事案なども増加してきております。また、救急出動もまだしばらくは増加すると言われておりますから、当然119番通報も増えていくだろうと見込んで、今後の増加に対応するため、今のうちに各係1名ずつを追加で配置したいと考えております。

村石委員 議案説明資料には119番（災害通報）件数が2万3,965件と書いてありますけれども、実際に電話がかかってくる件数は3万件ほどになるということで非常に驚きました。
差し引いた約6,000件について、いたずら以外の内容を具体的に教えていただけますか。

通信指令課長 お尋ねの災害通報以外の電話については、病院の問合せや、救急車を利用したらいいのかどうかという問合せ、またそもそもの間違い電話なども含めて約五、六千件となっております。

村石委員 どこの病院へ行けばいいのか、救急車を利用していいのかという問合せや間違い電話が含まれるということですが、具体的な数字が分かれば教えてもらえますか。

通信指令課長 病院などの問合せにつきましては、1,958件です。その他、救急利用以外で、自宅の水道の水が止まらないなどという問合せも含みます。
あと、間違い電話が1,388件、いたずらが29件、その他が2,062件となっております。

村石委員 分かりました。
今日初めて聞いた話ですが、今ほど言われた

ように令和８年度から職員が増員されれば、当然、労働環境が改善されると。そのことが年次有給休暇の取得率の向上にもつながると思うのですが、見解はどうでしょうか。

総務課長 委員がおっしゃるとおり、職員を増やすことで当然年次有給休暇の取得日数の増加につながるものと考えております。

先ほど救急隊への職員配置のお話もさせていただきましたが、昨年の年次有給休暇の取得日数を確認したところ、追加で職員を配置しようと考えている中分署や東部出張所、北部出張所は消防局全体の平均取得日数よりもちっと少なかったものですから、そのような意味でも、職員を追加で配置することによって、年次有給休暇の取得の増加につながるものと思っております。

委員長 ほかに質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

委員長 ないようですので、これをもって議案の質疑を終結いたします。

これより、議案第５３号、議案第５４号、議案第７８号、以上３件を一括して討論に入ります。

討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

委員長 討論なしと認めます。

これより、議案第５３号、議案第５４号、議案第７８号、以上３件を一括して採決いたします。

各案件は、原案のとおり決することに御異議はございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

委員長 御異議なしと認めます。

よって、各案件は原案可決されました。
以上で、消防局所管分の議案の審査を終了いたします。
次に、消防局所管分で、議案以外に何か質問はございませんか。

金厚委員 質問する前に1点だけ確認したいのですが、私たち議員に支給されている防災服や靴を購入する予算は、消防費の中に含まれているのですか。それとも議会費ですか。

委員長 議会費です。

金厚委員 分かりました。そうしたら、ここで質問してもしようがない話なので、結構です。

大島委員 多くの山火事が起きています。これから春に向けてかなり強い風が吹きますが、今までのように簡単に物を燃やすと、それが大災害につながるということをまざまざと見せつけられました。一旦燃え広がると大変な出動になるので、これを防ぐために、簡単に物を燃やさないでほしいということの啓蒙というかキャンペーンをされたらどうかと思うのですが、いかがでしょうか。

予防課長 まず、本市の山火事の火災状況をお話しさせていただきます。
合併以降、過去20年間で14件の火災が発生しております。
発生の時期については、一番多い4月と5月が各5件、3月が3件、6月が1件と、委員がおっしゃったように、空気が乾燥し強い風が吹く春に集中して発生しております。
次に、原因については4件が不明ですが、残り10件は全て人の不注意によるもので、例えば枯れ草焼き、たき火、ごみの焼却がございます。
この火災発生の状況を踏まえまして、本市では、3月20日から6月1日までを山火事予防運動の実施

期間と定めておりまして、山火事に対する警戒の強化を行っております。

先ほど委員がおっしゃった啓蒙してはどうかという話ですけれども、具体的には「広報とやま」やラジオ、防災行政無線、消防署と消防団のポンプ車などによる広報、あと、署員による山火事防止の立て看板一市内には145か所ありますが一の点検、さらに、6月1日頃に開通する有峰林道の入山者や、細入地域の林林やファミリーパークなどを訪れる家族連れなどに対し女性団員と一緒に幅広く呼びかけるなど、山火事予防の広報を行っております。

大島委員

今までとは違うフェーズに入っていると思います。そのような活動ももちろん大切ですが、もっと啓蒙しないと、皆さんうっかりというか、何げなく燃やしたものが燃え移ってどうしようもなくなるということを実感として一大きな火災を見ても対岸の火事だと思っていらっしゃいますので、ここは本当にきっちりと、もう一段階上の広報というか、啓蒙をしていただきたいと思いますので、よろしく願いいたします。

柞山委員

地域の分団器具置場のシャッターが壊れまして、いろいろとお世話をかけました。

富山市消防局管内には電動のものと手動のものなどいろいろな施設があると思いますが、令和6年能登半島地震のときには扉が壊れて車両が出なかったということもお聞きしました。

日頃そのようなことはあり得ないだろうと思いますが、分団器具置場は耐用年数を過ぎないと修繕や更新をしませんので、いざというときにどのような対応ができるのかや、あるいは電動シャッターであっても停電のときはチェーンで開けたり閉めたりできるものもありますので、そのような視点に立って、どのような対処の仕方があるのか意見があればお聞かせいただけますか。

総務課長

本市には88か所の分団器具置場がございますが、

幸いにも令和6年能登半島地震の影響でシャッターが開かなくなったという不具合はございませんでした。

ただ、当然のことながら、今ほど御指摘があったように地震の影響によってシャッターが開かないとか、それ以外にも不具合があってはなりませんので、昭和56年以前の旧耐震基準で建てられている分団器具置場を順次建て替えさせていただいているところでありまして、今年度末時点であと7か所になります。

その7か所については当然、早急に改築できるように計画的に進めていかなければならないと思っておりますけれども、仮に震災が起きたときの対応としては、我々のいる庁舎も含めて、車両や庁舎に被害がないかを必ず最初に確認するようにしています。分団器具置場に何か不具合があった場合、災害の状況にもよりまして、可能であれば署員が行って対処するという体制を取っております。

柞山委員 心配ばかりしていてもどうにもならないのですけれども、現状を踏まえて何ができるのかという危機の想定もしながら、日頃から対処してほしいと思います。

村石委員 消防職員が年休等を取得する場合、隊員数を確保する必要があることから副署長も宿直に入ることになっています。署によっては複数回入っている副署長もいらっしゃいますが、一方でゼロの方もいます。副署長の中には、副署長は宿直に入らなくてもよくなったと言っている人もいると聞いています。改めて署長会議等で周知する必要があると考えますが、見解を伺います。

総務課長 今ほど委員がおっしゃったように副署長が宿直に入らないことによって何か問題が発生しているということは、私どもは具体的なことは聞き及んでおりません。
ただ、今ほど委員がおっしゃったように、乗組み人

員が確保できない場合は、いわゆる毎日勤務者である査察係長あるいは副署長、署によっては課長が当直することもございます。

そのときに不足する人員が例えば活動隊員なのか、あるいは指揮を執る隊長クラスなのかによって、査察係長が泊まったほうがいいのか副署長が泊まったほうがいいのかということについては、それぞれの事情に応じて署で対応しているものでございます。委員がおっしゃるとおり、休暇の取得については職員の健康維持あるいはワーク・ライフ・バランス確保の観点からも非常に重要なことだと思っておりますので、当直体制に限らず、働きやすい職場づくりに配慮するように、いろいろな機会を捉えて所属長にしっかりと周知していきたいと思っております。

村石委員

今、答弁された後半の部分が大事なのです。

副署長がなかなか宿直に入らないとなると、年休を取りづらい、言いにくいという雰囲気職場に蔓延する可能性がありますし、蔓延しているところもあると聞いています。その署では年次有給休暇の取得が少ないと。

だから、そういう意味では答弁で言われた後半の部分を説明するときに、お互いに助け合って年休取得をもっと増やしていきましよう。その1つの方法として副署長が宿直に入るという方法もあることを強調していただきたいのですけれども、どうでしょうか。

総務課長

今ほども申し上げましたように、当直体制も含めて働きやすい職場づくりに配慮するよう周知していきたいと思っております。

村石委員

それは、私の言っていることのような趣旨だと理解してよろしいのでしょうか。

総務課長

そのように理解していただいて結構でございます。

委員長

ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

委員長 ないようですので、この程度にとどめます。
 以上で、建設委員会消防局所管分を終了いたします。

午前 10 時 50 分 休憩

~~~~~

午前 11 時 38 分    再開

委員長            建設委員会上下水道局所管分の議案の審査を行います。  
                    議案第 52 号 富山市水道事業の布設工事監督者及び水道技術管理者の資格等を定める条例の一部を改正する条例制定の件  
                    を議題といたします。  
                    これより、当局の説明を求めます。

経営企画課長    〔議案説明資料により説明〕

委員長            これより、質疑に入ります。  
                    質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

委員長            ないようですので、これをもって議案の質疑を終結いたします。  
                    これより、議案第 52 号の討論に入ります。  
                    討論はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

委員長            討論なしと認めます。  
                    これより、議案第 52 号を採決いたします。  
                    本案件は、原案のとおり決することに御異議はございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

委員長 御異議なしと認めます。  
よって、本案件は原案可決されました。  
以上で、上下水道局所管分の議案の審査を終了いたします。  
次に、  
上下水道耐震化計画の策定について、  
当局の報告を求めます。

上下水道局次長 （委員会資料により説明）  
（技術担当）

委員長 ただいまの説明について、何か御質問はございませんか。

大島委員 委員会資料１ページの表について、Ｂ災害医療上重要な機関が１８あるうち公共下水道処理区域内は１７とあるのですが、区域外の１か所はどこか分かりますでしょうか。富山県立中央病院、富山市民病院は入っているのですか。

〔発言する者なし〕

大島委員 すぐに分かなければ結構です。

委員長 答えがすぐに出なければ、また後から皆さんに配付することにしましょうか。

（「はい」と発言する者あり）

委員長 では、今の大島委員の質問に関しては、委員会が終わった後に資料を出してください。  
ほかに質問はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

委員長 ないようですので、この程度にとどめます。  
次に、上下水道局所管分で、議案及びただいまの報告以外に何か御質問はございませんか。

柞山委員 御承知のとおり、私は婦中地域出身の議員であります。坪野川周辺については毎年床下・床上浸水が起こるのです。

この速星地区には笹倉幹線や速星排水幹線がありますが、その支川も含めて、管理が不明確な箇所が何か所もあると聞いております。

4年ぐらい前から新たな浸水対策基本計画の策定を進めておられますけれども、県議会の質問では、このことについては、富山市の計画の中で随時、不明な水路をまとめて確認されるだろうという答弁もされておりました。

私も今任期の最後の委員会ですから、今、策定を進めておられる計画について、詳細は結構ですが、概要を教えてくださいたいと思います。

上下水道局長 手元に資料がないので本当にざっくりになるのですが、J R速星駅周辺は、笹倉排水路などいろいろな排水路がまちの中を走っていきまして、特にJ R速星駅前広場では冠水が起きるなど合併前から浸水被害が出ているということで、当時から上下水道局でもいろいろな調査を進めてきております。

笹倉排水路はかなり老朽化もしていますので、それも併せて今、浸水対策基本計画の見直しを進めている最中です。

委員が言われました末端部分につきましては、なかなかそこまでは至ってはいませんが、まずはそれを受け入れる排水路、幹線について、老朽化と併せまして対策を進めていきたいと考えております。

ですので、工事を進めるに当たっては、例えば日産化学さんの御協力・御理解をいただくなどということも含めまして、具体的に計画を詰めましたら、またいろいろと御相談し、御協力いただきながら進めていきたいと考えております。

柞山委員 ありがとうございます。

これは定かかどうかわかりませんが、合併したときの担当職員等々からは、速星雨水ポンプ場については、附属する小さな用水も含めて管理することを前

提に国土交通省の補助の対象になっているということも聞きましたので、そのあたりも併せて、今後整理していくべき案件ではないかと思っております。今ほど局長から、幹線水路も含めて整備を進めていくという前向きな御答弁をいただきましたので、少し安心して見守りたいと思っています。ありがとうございました。

委員長           ほかにございませんか。

〔発言する者なし〕

水道課長       上下水道耐震化計画の策定について、先ほど大島委員から御質問いただいた件でお答えさせていただきたいと思います。  
委員会資料１ページの下段の表のうち、Ｂ災害医療上重要な機関について、給水区域内１８と公共下水道処理区域内１７の差の１はどこの施設かという御質問に関しましては、済生会富山病院になります。

委員長           大島委員、よろしいでしょうか。

大島委員       はい。ありがとうございました。

委員長           改めてお伺いしますが、ほかに質問はございませんか。

〔発言する者なし〕

委員長           ないようですので、この程度にとどめます。  
以上で、建設委員会上下水道局所管分を終了いたします。

午前 １１時 ５１分   休憩

~~~~~

午後 １時 ５２分 再開

委員長 建設委員会建設部所管分の議案の審査を行います。

〔傍聴の申込み（１名）を許可〕

委員長 議案第５１号 富山市賃貸住宅及び賃貸店舗の設置・管理に関する条例の一部を改正する条例制定の件、議案第５６号 市道路線の認定及び廃止の件、以上２件を一括議題といたします。これより、順次、当局の説明を求めます。

市営住宅課長 〔議案第５１号について、議案説明資料により説明〕

建設政策課長 〔議案第５６号について、議案書により説明〕

委員長 これより、質疑に入ります。質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

委員長 ないようですので、これをもって議案の質疑を終結いたします。これより、議案第５１号、議案第５６号、以上２件を一括して討論に入ります。討論はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

委員長 討論なしと認めます。これより、議案第５１号、議案第５６号、以上２件を一括して採決いたします。各案件は、原案のとおり決することに御異議はございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

委員長 御異議なしと認めます。よって、各案件は原案可決されました。以上で、建設部所管分の議案の審査を終了いたします。

す。
次に、
新たな富山市浸水対策基本計画の策定について、
訴えの提起の結果について、
以上２件を一括して、順次、当局の報告を求めます。

河川整備課長 「新たな富山市浸水対策基本計画の策定について、
委員会資料により説明」

市営住宅課長 「訴えの提起の結果について、
委員会資料により説明」

委員長 ただいまの説明について、何か御質問はございませんか。

柞山委員 新たな富山市浸水対策基本計画の策定について、視点が幾つかあってちょっと分かりにくかったのですが、委員会資料２ページの視点２では定量的な評価に基づくハード対策エリアの設定とありますが、定量的という表現をどのように解釈すればいいのか教えていただけますか。

河川整備課長 今までは浸水実績を基に対策するエリアを設けていたのですが、今回はシミュレーションを使ってどこでどれぐらいの浸水深が出るのかを算出しておりまして、それを定量的という言葉で表現しています。

柞山委員 次に、委員会資料２ページ（５）基本方針で、計画を上回る降雨が時間雨量９８ミリメートルと設定されているのにはどのような理由があるのですか。

河川整備課長 富山市における過去最大の降雨として時間降雨９８ミリメートルという実績がございますので、今回の計画を上回る降雨としてその値を設定しております。

柞山委員 委員会資料３ページのマトリックス図では、優先度Ⅰ、優先度Ⅱなどと表記されています。松川第１や

松川第2は多分優先度が高いということなのでしょうが、ちょっと疑問に思ったのは、松川雨水貯留施設については過去に54億円ほどの事業費をかけて整備しましたがけれども、それとは別の施設を指しているのですか。

河川整備課長 同じ施設となっております。
松川第1排水区、松川第2排水区は中心市街地周辺の区域でして、もともとは30ミリメートルぐらいの雨ですぐ浸水していたということで、上下水道局で貯留管を造ったものです。
想定も入っておりますけれども、恐らくもともとは優先度が一番高いマトリックス図の右上の区分に分類されていたものが、雨水貯留施設を造った結果、優先度が下がったのだと考えております。

柞山委員 優先度の度合いよりも、対策するためにどのような事業を行うのか、またどのエリアを指すのか、少し具体的に教えてもらえますか。

河川整備課長 上下水道局の担当になるものですから、どこまで話していいのか分からないのですが、松川第1、松川第2につきましては、もともとある合流管の大きさが足りないということで、その管を大きくしております。それが進むことによって、浸水のしやすさが下がっていくことになると思われます。

柞山委員 委員会資料4ページの表を見ると新規の取組がたくさんありますが、何か特徴的な項目、あるいは狙いなどはありますか。

河川整備課長 資料に挙げさせていただいた新規の取組は13あるのですが、他都市で取り組んでおられる事例などを調べまして、有効に実施できそうなものを選んでおります。
例えば、24番の止水板設置支援につきましては、今後はやはり自助・共助が大切だということで、自分の家の周りが浸水したときに玄関の前などに止水

板を設置することで自己防衛をしていただきたいという思いで、その設置費用を幾らか補助できないかと考えております。

こちらにつきましては今後の制度設計になりますので、また他都市の事例を参考にしながら作業を進めてまいりたいと考えております。

柞山委員 委員会資料 6 ページには対策位置図がありますが、これは床上浸水あるいは床下浸水で分類してあるのですか。

河川整備課長 赤色で囲んだ区域につきましては、現在、上下水道局で対策を取ると決まっている排水区になります。青色の部分は、今回の計画の中で新たに床上浸水が想定されるため早期に整備に着手したいと考えている区域になります。

柞山委員 今日だけでは資料を見切れませんので、改めて聞かせていただきます。ありがとうございました。

委員長 ほかにありませんか。

〔発言する者なし〕

委員長 ないようですので、この程度にとどめます。
次に、建設部所管分で、議案及びただいまの報告以外に何か質問はございませんか。

谷口委員 先日の一般質問で、奥田団地跡地の今後の活用についての質問が出ておりました。
一般競争入札を行っていきたいという答弁がありましたが、スケジュール的にはどのように考えているのか、分かる範囲でお聞かせください。

建設部長 具体的にいつからという時期については、まだ内容を詰めていないので決めかねているのですけれども、いずれにしても、あのような耐震性が低い建物をいつまでも放っておくのはよくないと思っていますの

で、一日も早く入札に取り組みたいと思っております。

谷口委員 入札を行うに当たって、当然いろいろと条件をつけなければいけないと思っています。
その中で、条件をあまり簡単にしてしまうと、どのような開発がされるか分かりません。また、跡地の利用をほったらかしにされてしまうかもしれないというおそれもあるので、ある程度の条件はつけてもらわないといけないと思っております。
一方で、ただでさえ跡地活用可能性調査をしたときに手を挙げる事業者があまりおられなかったという中で、条件を厳しくしてハードルを上げ過ぎるのはどうなのかと危惧しています。
それは今後、話を進める中で決めていかれると思いますが、今のところ、まだ何の条件も決まっていないと考えていいのですか。

建設部長 まだ決まっております。これから詰めていくところでございます。

谷口委員 例えば、富山駅北でオーバード・ホール中ホールを整備したときに、工事が始まった後にヒ素が出たということで、ヒ素の処理に係る多額の費用を事業者が支払ったことがありました。
奥田団地も相当年数がたっているので、当然、自然由来のヒ素が出ることも想定されます。それも織り込み済みで進めていかなければ、売却金額以上に汚染土壌の処理費用がかかると市の財政に多大な影響を与えますので、条件の中にしっかりと加えていただくことを要望しておきます。

委員長 ほかにありませんか。

〔発言する者なし〕

委員長 大島委員、先ほどの分科会で質問しようと言われたことは大丈夫ですか。

大島委員　大丈夫です。

委員長 それでは、ほかにはないようですので、この程度にとどめます。

以上で、建設委員会建設部所管分を終了いたします。

午後 2時11分 休憩
午後 3時21分 再開

委員長 建設委員会活力都市創造部所管分の議案の審査を行います。

議案第50号 富山市手数料条例の一部を改正する条例制定の件

を議題といたします。

これより、順次、当局の説明を求めます。

都市計画課長　〔議案第５０号中
都市計画課所管分について、
議案説明資料により説明〕

建築指導課長　〔議案第５０号中
建築指導課所管分について、
議案説明資料により説明〕

居住政策課長　〔議案第５０号中
居住政策課所管分について、
議案説明資料により説明〕

委員長　これより、質疑に入ります。
質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

委員長　　ないようですので、これをもって議案の質疑を終結いたします。

これより、議案第５０号の討論に入ります。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

委員長

討論なしと認めます。

これより、議案第50号を採決いたします。

本案件は、原案のとおり決することに御異議はございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

委員長

御異議なしと認めます。

よって、本案件は原案可決されました。

以上で、活力都市創造部所管分の議案の審査を終了いたします。

次に、

桜木町地区市街地再開発事業の推進について、
当局の報告を求めます。

まちづくり推進課長

〔委員会資料により説明〕

委員長

ただいまの説明について、何か質問はございませんか。

金厚委員

部長も村井次長も非常に長い間、このことに携わっておられたと思います。

富山市あるいは富山県の一丁目一番地の場所が本当に無残な姿になっていたのを目にして気になっていたのですけれども、ようやく動き出したということで、非常に感謝しています。

この上は、一日も早く完成できるように、また皆さん方のお力を貸していただきたいと思います。

谷口委員

委員会資料1ページの位置図で示された桜木町地区の真ん中に市道が走っているのですが、市道を廃止する方向ですか。

まちづくり推進課長

おっしゃるとおり、市道を廃止して同じ面積を区域の東側と北側に付け替えるということで、今、道路管理者と交通管理者とで協議が進んでいると準備組

合から聞いています。

谷口委員 ということは、富山市はこの事業の権利者にはなっていないということですね。

まちづくり推進課長 そのとおりです。

大島委員 委員会資料１ページの４．事業概要（３）②に居住施設、宿泊施設とありますので、マンションとホテルで最低でも２棟以上建つということでよろしいでしょうか。

まちづくり推進課長 ２棟以上建つ予定と伺っています。

尾上委員 この話が出てから随分と時がたちましたが、以前の報道ではアリーナなども含まれていたように思います。今回の計画にはアリーナなどスポーツ施設のようなものは入っていないのですが、計画の変更というか、どうするのかという相談などはこれまでに何か聞いておられますか。

まちづくり推進課長 おっしゃるとおり、コロナ禍を経て内容の変更もあったかと認識しております。
やっぱり工事費が高騰している御時世ですので、事業の成立性という観点と、あとは、アリーナにせよ、マンションやホテルにせよ、経営者だけではなくて、どうしても実際に参加組合員になられるような方の存在がないとなかなか事業が組み立てられないということがありまして、そういった関係から、準備組合で検討される中でこのような計画になったと伺っております。

委員長 ほかにございませんか。

〔発言する者なし〕

委員長 ないようですので、この程度にとどめます。
次に、活力都市創造部所管分で、議案及びただいま

の報告以外に何か質問はございませんか。

〔発言する者なし〕

委員長

ないようですので、この程度にとどめます。
以上で、建設委員会活力都市創造部所管分を終了いたします。
活力都市創造部の皆さんは、退室願います。

〔活力都市創造部退室〕

委員長

これで、3月定例会の当委員会に付託されました全議案の審査は終了いたしました。
委員各位に御相談申し上げます。
委員長報告については、正・副委員長に御一任願いたいと思いますが、いかがでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

委員長

それでは、そのように取り計らいます。
次に、本委員会の所管事務調査事項の変更についてお諮りいたします。
本委員会の所管事務調査事項については、令和4年3月24日の本委員会において決定しておりますが、去る3月12日に議決した委員会条例の改正により、本委員会は、令和7年4月1日から新たに防災危機管理部を所管に加えることとなりました。
このことに伴い、令和7年4月1日以降の本委員会の所管事務調査事項については、お手元に配付してあります資料のとおり、（１）危機管理及び防災について、（２）交通安全及び防犯についてを追加したいと思いますと思いますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

委員長

御異議なしと認めます。
それでは、そのように決定いたします。
ここで、閉会中の継続調査の変更についてもお諮り

いたします。

令和7年4月1日より、現在の総務文教委員会の継続調査事項のうち、防災危機管理部所管分については本委員会が引き継ぐこととしたいと思いますが、よろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

委員長

御異議なしと認めます。

それでは、そのように決定いたします。

なお、防災危機管理部所管分については、変更元の総務文教委員会からも、4月1日以降、建設委員会へ引き継ぐ旨の継続調査の変更の申出書が提出される予定となっておりますので、御承知おきください。これをもって、令和7年3月定例会の建設委員会を閉会いたします。

令和 7 年 3 月定例会
建設委員会記録署名

委 員 長 押 田 大 祐

署名委員 大 島 満

署名委員 柞 山 数 男